

# 全国大学音楽教育学会 研究紀要編集規程

## 付 則

- 1) 本規程は平成3年6月11日より実施する。
- 2) 規程一部改定 平成5年10月20日
- 3) 規程一部改定 平成6年11月9日
- 4) 規程一部改定 平成7年6月15日
- 5) 規程一部改定 平成9年3月23日
- 6) 規程一部改定 平成11年9月1日
- 7) 規程一部改定 平成17年2月20日
- 8) 規程一部改定 平成19年2月18日
- 9) 規程一部改定 平成20年2月17日
- 10) 規程一部改定 平成21年2月15日
- 11) 規程一部改定 平成22年9月2日
- 12) 規程一部改定 平成23年9月1日
- 13) 規程一部改定 平成24年2月19日
- 14) 規程一部改定 平成24年8月30日
- 15) 規程一部改定 平成25年3月2日
- 16) 規程一部改定 平成26年8月28日

## 第1条 研究紀要の発行

全国大学音楽教育学会（以下、「本学会」という。）は、全国大学音楽教育学会会則第3条第2項により、「研究紀要」を年度1回発行する。

## 第2条 紀要編集委員会

「研究紀要」の発行にあたり、紀要編集委員会を置く。

1. 編集委員は、各地区から推薦され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、編集委員は、理事長・全国事務局長及び各地区会長を兼ねることはできない。
2. 編集委員会は、編集委員により構成される。編集委員長は、互選によって決定される。編集委員長は必要に応じて、理事会の承認のもとに編集委員を増員することができる。
3. 編集委員の任期は2年間とし、再任を妨げないが、原則として連続して2期を超えないものとする。
4. 編集委員会に事務局を置き、紀要編集にかかわる事務的処理を行う。

## 第3条 紀要編集委員会の業務

編集委員会は、第4条、第5条及び第6条に示す条項に従って、「研究紀要」の編集・発行に関する業務を行う。

#### 第4条 論文の募集

紀要編集委員会は、「研究紀要」に掲載する論文を次のように募集する。

1. 論文は、原則として保育士、幼児・児童教育者の養成およびその関連分野における音楽教育に関する未発表のものとする。
2. 応募資格者は、本学会に1年以上在籍する会員で、会費を納入している者とする。  
入会年度の翌年度より投稿資格が得られる。また編集委員は投稿することができない。
3. 当該研究紀要に投稿できる論文等の数は共同執筆を含め一人1編とし、共同執筆の場合筆頭著者が会員で半数以上が会員であること。
4. 募集に関する細則は、別に定める。
5. 応募論文は期日厳守で、編集委員長宛および編集委員会事務局宛にメールで送稿し、別にプリントアウト3通を編集委員会事務局宛に書留で送ることとする。この論文原稿は返却しない。なお、査読を経た論文は「電子媒体」を付して提出することとする。

#### 第5条 執筆要領

原稿の書式と執筆要領は別に定め、学会のホームページに掲載する。

#### 第6条 論文審査

提出された論文は、編集委員会の審査（以下「査読」という。）を経て掲載するものとする。査読要領は、別に定める。

第7条 「研究紀要」に論文以外の「研究ノート」「実践報告」「反論」その他の投稿を募集、掲載することができる。投稿要領は、別に定める。（ただし「研究ノート」は査読を行う）

#### 第8条 著作権

1. 掲載された論文等の著作権はすべて本学会に所属する。
2. 掲載された論文等を著者自身が学術、教育などの目的で使用することを承認する。  
上記1, 2は研究紀要第1号から第21号までの各号に掲載されたすべての論文等にさかのぼって適用される。

#### 第9条 規程の改廃

本規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

---

### 【査読要領】

全国大学音楽教育学会研究紀要編集規程第6条により、以下のように査読要領を定める。

1. 紀要編集委員会は、査読者の選定を行う。
2. 1原稿に2人以上の査読者を当てる。その内、少なくとも1人は編集委員が主査として担当し、査読をまとめる。
3. 編集委員会は主査から提出された査読を検討し、編集委員会としての統一見解を執筆者に送る。
4. 執筆者は査読結果に応じ、修正を行う。査読結果に異議があれば、根拠を明らかにして意見を提出する。
5. 編集委員会は執筆者からの修正、ないし、意見を検討し、必要があれば再修正を求める。
6. 以上の手続きを経て、編集委員会は、論文掲載の可否を決定する。
7. 掲載「否」となった論文の執筆者には、編集委員会の見解を送る。

### 【原稿の書式と執筆要領】

- (1) B5 版 横書き 1 ページ 40 字×34 行

「注」「英文要旨」などを全て含んで、10 ページ以内を厳守とする。

- (2) 冒頭部の書式

1 行目～3 行目 和文タイトルとその下に英文タイトル

4 行目 勤務先と氏名（氏名にはフリガナをローマ字で入れる）

5 行目 所属地区名

- (3) 本文の前に英文要旨（200 語程度）をつける。また、論文の内容を示すキーワード（5 個以内）を、日本語、英語の両方で付記する。

- (4) 注、注釈などは、注に統一する。

- (5) 注と引用文献とは区別し、注は文中の補足説明とし、引用文献は文献資料についての記載とする。

- (6) パソコン、またはワープロで作成する。完成論文提出時に、記録メディア等を添付する。

ア. 文字は明朝体、10.5 ポイント、（ただし、図表の場合はこの限りではない）。

イ. USBフラッシュメモリーまたはCD-R等の記録メディアにテキストファイルで記録し、使用機種と使用ソフト、執筆者名を明記する。

- (7) 図、表、楽譜などは、そのまま印刷できる鮮明なもの（白黒）を添付し、そのコピーを原稿挿入位置に貼り付ける。

- (8) 査読を円滑に行うために、論文（10ページ以内）とは別枠で、600字程度の、和文による“論文の要旨”を添付すること。

## # 1 英文要旨について

英文要旨は、英語を母国語とするしかるべき人に、必ず目を通してもらうこと。

## # 2 引用文（注）の扱いについて

- ① 本文中における引用文は「 」で括る。
- ② 引用文には①②のように、文末右上に上付き数字で通し番号を付け、本文の最後の引用一覧に通し番号でまとめて記載する。
- ③ 引用文の中で必要のない部分をカットする場合は、「～（中略）～」として省略する。

## # 3 文献一覧の記載について

- ① 一覧表での引用文献の記載は、著者名、発行年、『書名』、発行所、ページの順に。また、雑誌などでの論文の場合は、著者名、発行年、「論文名」『雑誌名・紀要名』巻号、ページとする。引用文献が欧文の場合、掲載書名はイタリック体で記載する。
- ② 本文の注の中で、同じ文献を繰り返し取り上げる場合は、先に挙げた文献の注番号のみにし、引用したページを示す。
- ③ 引用文が単ページの場合はp一つでよい。複数ページに亘る場合のみpp.で表示す
- ④ 記載例

南 曜子（1999）「言語習得期における発話と歌の関係」『音楽教育学』第 29-1 号、pp.17-18.

### 【論文以外の「研究ノート」「実践報告」「書評・紹介」「反論」等の投稿要領】

全国大学音楽教育学会研究紀要編集規程第7条により、以下のように論文以外の投稿要領を定める。

1. 「研究ノート」：論文の体裁にはこだわらなくてもよいが、学会誌にふさわしい研究や調査等の記事とする。（上限6ページ、査読を行う）
2. 「実践報告」：応募者自身の所属校等における授業実践等の報告とする。（上限6ページ）
3. 「書評・紹介」：保育者・教員養成音楽教育の発展に寄与すると思われる新刊図書や視聴覚機材についての批評・紹介とする。（上限書評4ページ・紹介2ページ、原則として直近5年以内に刊行あるいは発売のもの）
4. 「反論」：本学会紀要に掲載された論文等に対する反論とする。（上限4ページ、直近3年以内に掲載の論文等に対するものとする）

以上、すべてページ内の構成（字数・行数など）は論文の場合と同じとし、2.3.4.については、査読はしないが掲載の可否を委員会で検討し決定する。